

鳥取県東部以外の医療機関で 妊婦歯科健康診査を受けられる方へ

鳥取市では、里帰り等で鳥取市が委託していない医療機関で妊婦歯科健康診査を受診される場合、2,200円を上限として健診費用を助成します。

【受診の際の注意事項】

- ① 受診時、鳥取市に住民票のある方が対象です。転出された場合は転出先でご相談ください。
- ② 事前に医療機関に問い合わせをし、受診の際には以下のものをご持参ください。
 - ・おやこ健康手帳（母子健康手帳）
 - ・医療機関宛て文書・妊婦歯科健康診査票の入った封筒
（おやこ健康手帳交付時に里帰り等の申し出があった場合、同日に交付します。お手元がない場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。）
- ③ 健診費用は、全額を受診した医療機関にお支払いください。
- ④ 健診後は、下記「必要書類等」の③領収書と明細書を医療機関に発行してもらってください。
- ⑤ 助成対象となるのは、妊婦歯科健康診査費用のみです。治療の場合の診療分は自己負担になります。

【必要書類等】

- ① 申請書
 - ・受診者本人が申請してください。受診者本人以外が申請する場合や、「申請者」と「振込口座の名義人」が別の方の場合は、委任状が必要です。
- ② 使用しなかった妊婦歯科健康診査受診票（黄緑色の用紙）
- ③ 医療機関が発行する領収書と明細書（原本提出）
 - ・健診の金額の分かるものがが必要です。領収書や明細書に内訳が印字されていない場合は、医療機関に記載してもらってください。
- ④ 鳥取市が発行した妊婦歯科健康診査票の鳥取市保存用の用紙
- ⑤ おやこ健康手帳の「妊娠中の歯の状態」のページのコピー
 - ・健診結果、日付、医療機関名が記入されたもの
- ⑥ 申請者の印鑑、振り込み口座の分かる物（来所して申請書を記入される場合はご持参ください。）

【申請方法】

- ・必要書類を揃えて、来所または郵送で申請してください。
- ・申請書及び委任状は、市公式ウェブサイト <https://www.city.tottori.lg.jp> からダウンロードできます。
- ※申請書は年度により異なります。受診日の属する年度の申請書を使用してください。

【その他】

- ・提出された領収書原本は、鳥取市からの支出額を明記し返却します。（必要な場合は、コピーを取ってからご提出ください。）
- ・受付完了後、振込までに2週間程度必要です。
- ・振込日の近くになりましたら、振込通知（シール式のはがき）が、鳥取市出納室から申請者に送付されます。

【申請先】

鳥取市こども家庭センター 子育て支援係
住 所：〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階
電 話：0857-30-8587

【問い合わせ先】

鳥取市健康こども部健康づくり推進課 地域保健第一係
住 所：〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階
電 話：0857-30-8581